

施策目標Ⅲ 社会で生きる力を高める支援の充実

1 障害児への支援の充実

現状と課題

（障害児支援の現状）

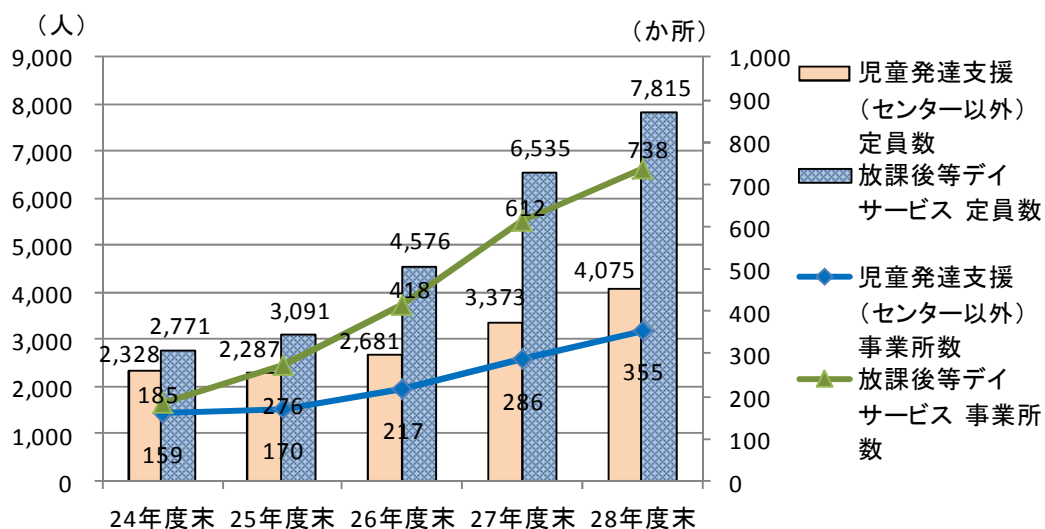
障害児及びその保護者が身近な地域で安心して生活していくためには、子供の成長段階や障害特性に応じたきめ細かな相談対応や療育等の適切な支援を行う必要があります。

障害児通所支援については、平成24年4月の児童福祉法の改正により、障害児とその家族にとって身近な地域で適切な支援を受けられるよう、障害児支援の体系が再編されて以降、児童発達支援や放課後等デイサービスの整備が着実に進んでいます。今後、放課後等デイサービスなどの障害児通所支援については、支援の質の向上が求められています。

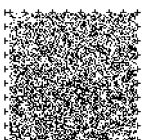
児童発達支援センターは、地域の障害のある子供やその家族からの相談への対応や、他の障害児支援事業所や障害児を受け入れている保育所等に対し専門的機能を活かした支援を行うなど、地域における障害児支援の中核的施設としての役割を担うことが求められています。

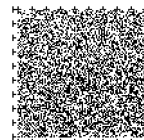
保育所等訪問支援については、児童発達支援センター等の職員が保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行い、障害のある子供が保育所や学童クラブ等を利用できるよう、取組を進めていく必要があります。

児童発達支援（センター以外）及び放課後等
デイサービスの事業所数及び定員



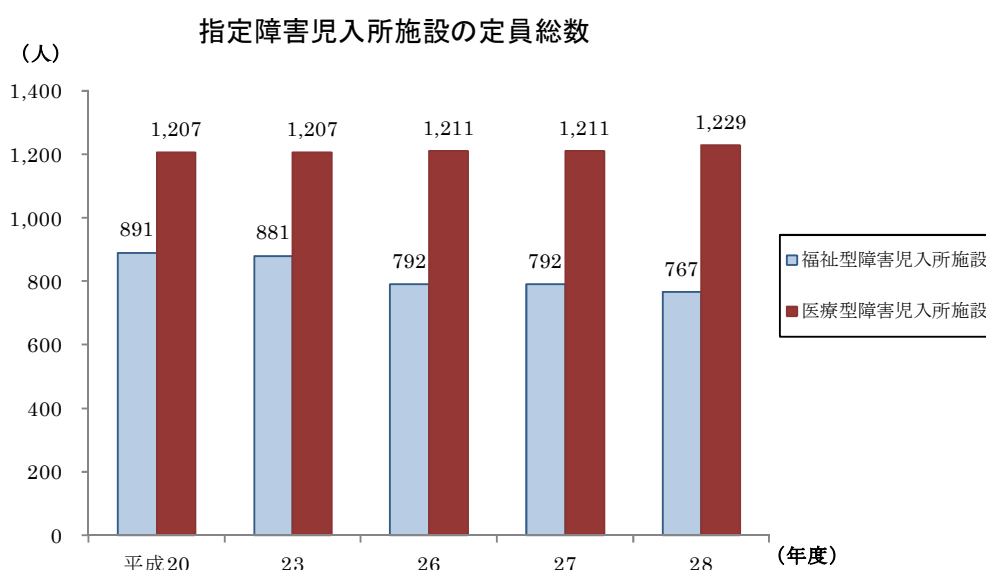
(福祉保健局資料)





障害児入所施設については、平成33年度末までの経過措置期間中に、18歳以上の入所者の状況等を踏まえながら、「障害児施設として維持」、「障害者施設への転換」、「障害児施設と障害者施設の併設」のいずれかを選択することとなっています。ただし、旧重症心身障害児施設等の医療型施設については、経過措置期間後も療養介護と一体的に児者一貫した支援を行うことが可能とされています。

障害児相談支援は、ライフステージに応じた一貫した支援を行っていく上で重要であり、計画相談支援と同様に、全ての障害児通所支援の利用者について障害児支援利用計画が作成される体制を確保する必要があります。



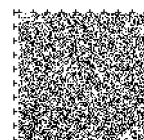
※ 福祉型は、都外施設（都民が独占的に利用している施設、協定等により定員の一部を専用に利用している施設及び都立施設）の定員数を含む。
 ※ 各年度末時点の定員数

(福祉保健局資料)

また、平成28年児童福祉法改正により、障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、障害児福祉計画の策定が義務付けられることになったほか、医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとされました。

（障害児支援に求められる役割）

社会保障審議会障害者部会において検討され、平成27年12月に報告書にまとめられた「障害者総合支援法施行3年後の見直しについて」では、障害児支援についての基本的な考え方として、ライフステージに応じた切れ目のない支援と保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した地域支援体制の構築を図る観点から、個々の障害児やその家



族の状況に応じて、気づきの段階からきめ細かく対応する必要があることが挙げられています。

障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障害種別にかかわらず、質の高い専門的な障害児通所支援等の充実を図る必要があります。

また、障害児支援利用計画の活用や、個別の計画の適切な引き継ぎを行うなどにより、教育・保育等とも連携を図り、乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援を身近な場所で提供する体制の構築が重要です。

さらに、障害児が障害児支援を利用することにより、地域の保育・教育等の支援を受けられるようにすることで、障害の有無に関わらず、全ての児童がともに成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進する必要があります。

そのため、障害児支援には、施設・事業所等が自ら障害児に対して行う支援に加え、専門的な知識・経験に基づき一般的な子育て支援施策をバックアップする後方支援としての役割が求められます。

（医療的ケア児への支援）

医療技術の進歩等を背景として、NICU等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障害児（医療的ケア児）が増加しています。医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、関係機関の連携強化や、在宅生活を支えるサービスの充実に積極的に取り組む必要があります。

また、医療的ケア児が地域で安心して暮らしていけるよう、医療的ケア児に対する支援や調整を行える人材の確保・養成が必要です。

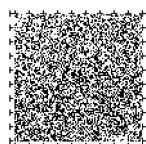
取組の方向性

（障害児支援に関する成果目標）

国の基本方針に即しつつ、区市町村の実状も踏まえ、以下のように目標値を設定します。

障害児支援に関する成果目標

事項名	平成28年度実績	平成32年度末目標
児童発達支援センター	22 区市町村	各区市町村に少なくとも1か所以上設置
保育所等訪問支援	17 区市町村	全ての区市町村において利用できる体制を構築



主に重症心身障害児を支援する 児童発達支援事業所	23 区市町村	各区市町村に少なく とも1か所以上確保
主に重症心身障害児を支援する 放課後等デイサービス事業所	21 区市町村	各区市町村に少なく とも1か所以上確保

事項名	平成28年度 実績	平成30年度末 目標
医療的ケア児支援のための 関係機関の協議の場	-	各区市町村において 設置

（障害児への支援の充実）

地域支援体制の整備を進める観点から、「障害者・障害児地域生活支援3か年プラン」（平成30年度～平成32年度）において、児童発達支援センターについては、設置者負担に対する特別助成を実施するなど、整備の促進に積極的に取り組みます。

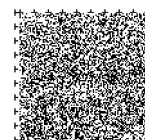
また、新たに成果目標に加えた「主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の確保」についても、特別助成の対象に追加して、整備の促進に取り組みます。短期入所についても同様に、整備を促進していきます。

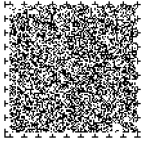
障害者・障害児地域生活支援3か年プランによる整備目標

事項名	内容	平成32年度末 整備目標
障害児への支援の充実 （児童発達支援センター）	地域における障害児支援の中核的施設として、児童発達支援センターの整備を促進します。	各区市町村に少なく とも1か所以上
障害児への支援の充実 （主に重症心身障害児を支援 する児童発達支援及び放課後 等デイサービス事業所）	重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、各事業所の整備を促進します。	各区市町村に少なく とも1か所以上
在宅サービスの充実 （短期入所）	障害者・障害児が身近な地域で短期入所（ショートステイ）を利用できるよう、整備を促進します。	180人増

※ 短期入所の整備目標は、障害者も含めた総数

障害児相談支援については、区市町村が関係機関との連携の下で、ライフステージに応じた支援体制を確保できるよう、相談支援専門員の養成・確保を着実に進めていきます。





区市町村に対しては、児童発達支援センターや主に重症心身障害児を支援する障害児通所支援事業所など、新たな障害児支援の体制整備を図る取組を支援します。

また、障害の有無にかかわらずサービスを必要とする子供が保育所や学童クラブ等を利用できるよう、地域の実情に応じて様々な施策を展開する区市町村を支援していきます。

障害児入所施設の定員については、経過措置期間終了に向けた各施設の動向を見据え、今後、検討を進めていきます。

障害児入所施設の定員数

(単位:人)

	28年度末 実績	30年度 計画	31年度 計画	32年度 計画
福祉型障害児入所施設	767	674	674	674
医療型障害児入所施設	1,229	1,229	1,229	1,229

(医療的ケア児への支援)

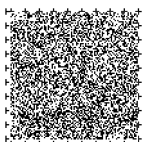
医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、医療的ケア児の支援に係る関係機関相互の連絡調整、意見交換を行う連絡会において、課題や情報の共有、連携強化、支援方策の協議を行い、支援を行う関係機関の一層の連携を図ります。

また、看護師が在宅の医療的ケア児の家庭を訪問し、早期療育支援やレスパイト支援を行うことにより、在宅支援の充実を図ります。

医療的ケア児が身近な地域で療育を受けられるよう、障害児通所支援事業所における受け入れを促進するため、児童発達支援センター・児童発達支援事業所（主として重症心身障害児を対象とする場合を除く）において、看護師の配置をモデル実施します。

医療的ケア児に対する支援や調整を行える人材を確保・養成するため、地域で支援に関わる関係機関職員に対し、医療的ケア児についての基本的な理解を促す研修を実施し、在宅で生活する医療的ケア児に対する支援体制を整備します。

また、医療的ケア児に対応可能な訪問看護ステーションの拡大を図るため、訪問看護ステーションに対して同行訪問等の研修や運営相談等を行うモデル事業を実施します。



コラム 医療的ケア児の在宅生活（訪問取材）

こちらが微笑むと、満面の笑顔を見せ、取材を歓迎してくれたSくん。生まれる前に、医師から、脳に空洞があり、重度の心身障害が残ることを告げられていましたが、生まれると、元気な産声を上げ、様々な処置を経て、自宅で生活できるようになりました。

2歳のときに、人工呼吸器の装着と胃ろうを造設しました。今は、毎日、3回の栄養と4回の水分の注入、11種類の薬の服用、人工呼吸器の装着とたんの吸引といった医療的ケアを家族で担いながら、週3回の看護師・ヘルパーの訪問、定期的な医師の往診・リハビリを受けています。

寝たきりながら、麻痺のある手足を自分なりに動かして、呼吸器のホースを外す危険があり、子供から離れられないことがお母さんの悩みです。日常の買い物や、兄の保育園のお迎え・入浴等は、看護師やヘルパー訪問時に済ませるようにしてきました。

今でこそ、誰にも笑顔を見せてくれますが、以前は、お母さん以外の他人を受け入れませんでした。療育センターに通って、いろいろな人と出会うことで、他人に慣れるという成長が見られました。他の子供と同じように、これから様々なことを経験することによって、新たな反応を見せるのではないかとお母さんは期待しています。

今、利用したいサービスは、日中の預かりやショートステイ。お母さんは、睡眠不足の解消の他、普段十分にかまってあげられない兄と過ごす時間を取ってあげたいと考えています。さらに、訪問での数時間だけでなく一日を通して見守ってもらうことで、親以外にも子供の様子をよく知る人がいて欲しいという意味もあります。

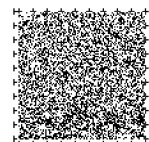


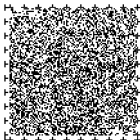
写真：笑顔いっぱいのお母さん



写真：Sくんと在宅生活を支える医療機器

医療的ケア児といっても、それぞれ障害や家庭の状況は違い、必要なサービスも違います。都は、医療的ケア児の実状を踏まえ、適切な支援をうけられるよう、在宅生活を支える支援を充実していきます。





2 全ての学校における特別支援教育の充実

現状と課題

（特別支援教育推進計画の着実な推進）

東京都教育委員会は、平成28年2月、「東京都発達障害教育推進計画」を策定し、発達障害の全ての児童・生徒が、その持てる力を最大限に伸ばし、将来の自立と社会参加を実現できるよう、発達障害教育の充実を図っています。

また、平成29年2月、10年間（平成29年度～平成38年度）の長期計画である「特別支援教育推進計画（第二期）」と、当面の4年間（平成29年度～平成32年度）における具体的取組を明らかにする第一次実施計画からなる、「東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第一次実施計画」を策定しました。「共生社会の実現に向け、障害のある幼児・児童・生徒の自立を目指し、一人一人の能力を最大限に伸ばして、社会に参加・貢献できる人間を育成」することを基本理念とし、「共生社会の実現に向けた全ての学びの場における特別支援教育の充実」、「未来の東京を見据えた特別支援教育の推進」、「特別支援教育を支える基盤の強化」という方向性に沿って今後の施策を進めることとしています。

（障害の種類と程度に応じた特別支援教育の実施）

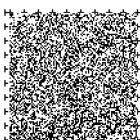
平成25年9月の学校教育法施行令の一部改正により、障害のある児童・生徒等の就学先を決定する仕組みが改められ、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人及び保護者の意見、学校や地域の状況等を踏まえて、総合的な観点から就学先を決定する仕組みとなったことから、より一層、適切な就学が行われるよう支援することが求められます。

通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった「多様な学びの場」における教育の充実を図り、障害のある児童・生徒の可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加を目指す必要があります。

さらに、障害のある幼児・児童・生徒のライフステージ全体を見通して、一貫性のある支援を行っていくため、教育、保健、医療、福祉、労働などの関係機関が、一層連携を深めて対応していく必要があります。

平成26、27年度に都教育委員会が実施した調査では、通常の学級に在籍する発達障害の可能性があると考えられる幼児・児童・生徒の在籍率は、幼稚園・保育所等5.1%、小学校6.1%、中学校5.0%、高等学校2.2%であり、発達障害の児童・生徒は、全ての学校・学級に在籍しているものと推測されます。児童・生徒一人一人の障害の状態に応じた特別な指導・支援を受けられる体制を整備する必要があります。

特別支援学校においては、知的障害特別支援学校の在籍者の増加に対応するため、規模



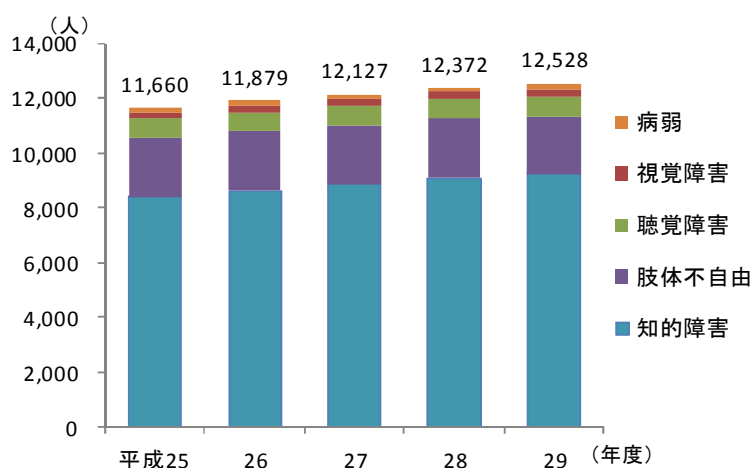
と配置の適正化を更に推進するとともに、障害のある幼児・児童・生徒が安心して安全に教育を受けることができるよう、教育環境を一層充実していく必要があります。

医療技術の進歩や在宅医療の普及を背景に、医療的ケアを必要とする幼児・児童・生徒は増加傾向にあり、特別支援学校において医療的ケアを実施できる体制を整備することで、幼児・児童・生徒の安全な教育環境を確保していく必要があります。

障害のある幼児・児童・生徒の将来の社会参加を見据え、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が交流する機会を創出し、互いに理解を深められる教育環境を整備する必要があります。

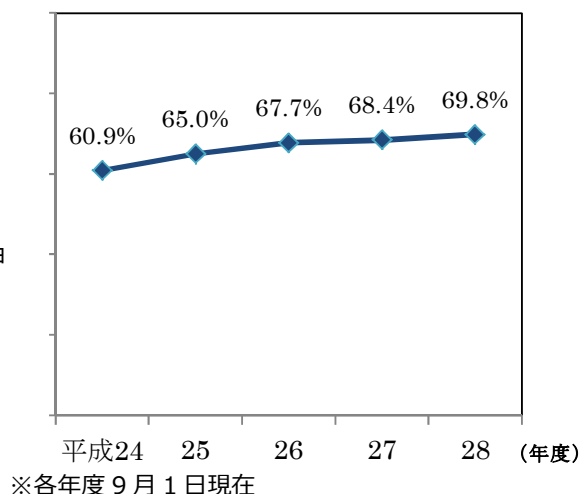
私立特別支援学校及び私立幼稚園においても、特別な配慮を必要とする幼児・児童・生徒が増加しており、学校はきめ細やかな対応を求められています。

特別支援学校の在学者数（都内公立）

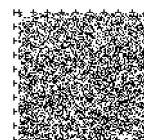


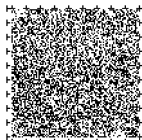
(公立学校統計調査報告書【学校調査編】(東京都教育委員会)より作成)

個別の教育支援計画作成率
(都内公立・幼小中高計)



(特別支援教育体制整備状況調査(文部科学省)より作成)





取組の方向性

区市町村が保護者との合意形成の下で、障害のある幼児・児童・生徒がその能力を最大限に伸ばせる就学先を決定するためには、医療の進歩や最新の法改正等、様々に変化する状況に対応できる専門的な視点を持ちながら、円滑に就学相談を進めることが重要となります。そのため、都教育委員会として専門的な知見に基づく助言を行うことができる体制を整備し、区市町村教育委員会における就学相談の過程で、要請に応じて、区市町村教育委員会が保護者との合意形成を円滑に図れるよう支援していきます。

幼稚園や小学校、中学校に在籍する特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒への個に応じた指導を充実するため、就学前から学校卒業後まで連続性のある支援を確実に引き継ぐためのツールとして、個別の教育支援計画（学校生活支援シート）の充実を図ります。

都立高等学校等に在籍する障害のある生徒に対して、個に応じた指導、支援を計画的かつ一体的に充実するため、学校生活支援シート及び個別指導計画の作成・活用を強化していきます。

また、進級や進学といったライフステージの節目をつなぎ、切れ目ない支援を行うため、学校生活支援シートの活用等により、教育・福祉・医療・保健・労働等の連携強化を目指します。

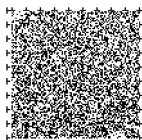
通常の学級に在籍する発達障害のある児童・生徒が、障害の状態に応じた特別な指導・支援を受けられるよう、順次、公立小・中学校に「特別支援教室」を導入し、在籍校において発達障害の状態等に応じた個別指導や小集団指導を実施する体制を整備します。

小学校では、平成 28 年度から特別支援教室を順次導入しており、平成 30 年度までに全ての小学校に設置します。また、中学校については、平成 30 年度から準備の整った区市町村において導入し、平成 33 年度までに全ての中学校での設置を目指します。

高等学校では、土曜日等に学校外で、民間のノウハウを活用しながらソーシャルスキルの学習等の特別な指導を実施するとともに、平成 30 年度から、都立秋留台高校をパイロット校として、学校内で通常の授業とは異なる、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための特別の指導を実施します。

さらに、発達障害のある児童・生徒一人一人の障害の状態に応じた指導・支援を行うため、医師、心理の専門家及びスクールソーシャルワーカーの活用に関する研究成果について、各学校等に普及していきます。

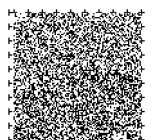
知的障害特別支援学校の在籍者の増加に対しては、都立特別支援学校の適正規模・適正配置の取組を推進し、学校の新設や校舎の増改築をはじめとして、多様な方法を用いて迅速かつ効果的に教育環境の改善を図っていきます。



医療的ケアを必要とする幼児・児童・生徒の増加に対しては、医療的ケアを実施する看護師を、肢体不自由以外の特別支援学校にも必要に応じて配置し、経管栄養やたんの吸引などの医療的ケアを実施できる体制を整備することで、幼児・児童・生徒の安全な教育環境を確保していきます。

特別支援学校の小学部及び中学部に在籍する児童・生徒が、地域の小・中学校にも籍を置く副籍制度により、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が交流し、相互理解や、思いやりの気持ちを育てるとともに、障害のある児童・生徒が地域との日常的な関わりを持つことで、地域社会の一員として、将来、積極的に社会に参加していこうとする意識を高める機会を創出します。

私立の特別支援学校等については、私立特別支援学校等経常費補助、私立幼稚園特別支援教育事業費補助、私立専修学校特別支援教育事業費補助を充実することにより、引き続き特別支援学校等の教育水準の維持・向上、並びに保護者の経済的負担の軽減を図ります。



3 職業的自立に向けた職業教育の充実

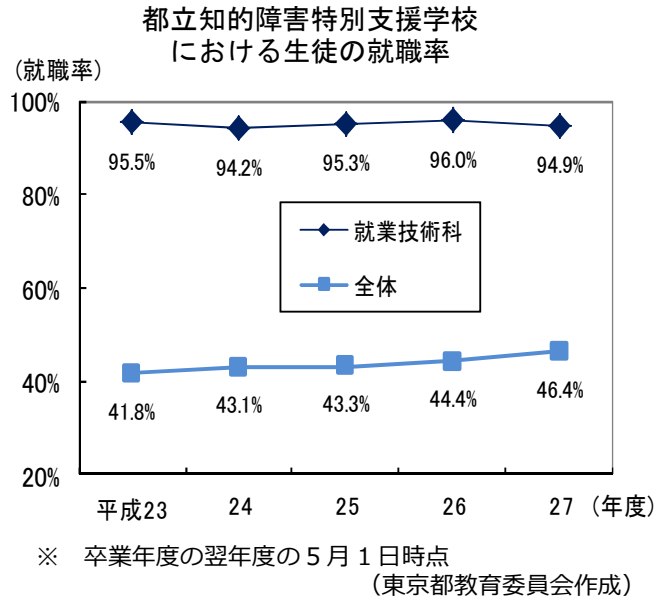
現状と課題

都教育委員会は、特別支援学校において、障害のある児童・生徒の自らの望む将来を実現するためのキャリア教育を推進し、障害の程度に応じたきめ細かな職業教育の充実に努めてきました。

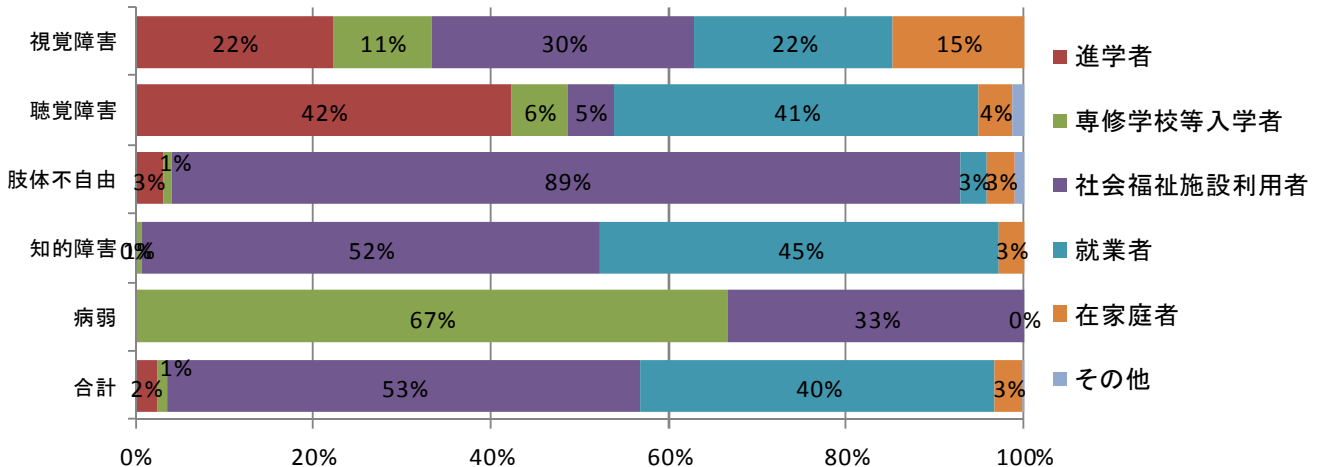
視覚障害特別支援学校においては、これまで、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師の資格の取得やスキルの習得を目指した教育を実施してきましたが、一方で、視覚障害特別支援学校高等部卒業生のうち一定数は、就職を希望しながらも、その実現に至っていない者がいることから、就労に向けた職業教育の更なる充実が求められます。

聴覚特別支援学校においては、高等部卒業後に専攻科に進学する者が多いことから、高等部本科における職業教育と専攻科における職業教育の関連性を踏まえて、それぞれの位置付けを明確にする必要があります。

肢体不自由特別支援学校には、一般企業への就職を希望する生徒が在籍しており、生徒のニーズに応じて、職業生活を送るために必要な知識や技能の習得に向けた学習機会を充実させていく必要があります。

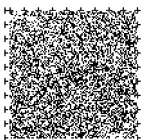


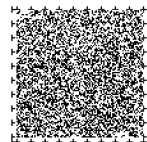
都立特別支援学校高等部における進路状況【状況別割合】



※平成 29 年 5 月 1 日現在 (平成 29 年 3 月卒業生)

(平成 29 年度公立学校統計調査報告書【公立学校卒業生 (平成 28 年度) の進路状況調査編】
(東京都教育委員会) より作成)





知的障害特別支援学校においては、これまで知的障害が軽度の生徒を対象に専門的な職業教育を行う高等部就業技術科を設置し、卒業生は9割を超える高い企業就労率を達成しています。

また、知的障害が軽度から中度の生徒を対象とした職能開発科においては、産業現場等における実習の充実を図るなどして、生徒全員の企業就労を目指した教育を実施しています。

普通科においては、教育課程を類型化するとともに、就労支援アドバイザー等からの助言を基に、作業学習における指導や環境整備等の改善・充実に努めています。

取組の方向性

都立特別支援学校においては、障害種別に応じた小学部から高等部までの一貫性のあるキャリア教育を推進し、高等部段階では就業体験や産業現場等における実習等の機会を適切に設定し、職業教育の充実に努めます。

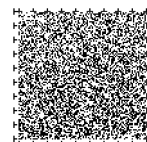
視覚障害特別支援学校高等部においては、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師等の養成カリキュラム等の改善に関する検討の動向を踏まえ、高等部教育課程の課題を改めて整理し、その在り方を検討するとともに、就労に必要な資格の取得やスキルの習得を目指した教育を実施します。

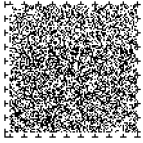
聴覚障害特別支援学校高等部においては、高等部本科及び専攻科それぞれの位置付けを明確にするため、高等部本科及び専攻科修了者の就職状況等を分析し、高等部の職業教育の在り方を検討していきます。

知的障害特別支援学校高等部においては、知的障害が軽度から中度の生徒を対象とした職能開発科の設置を進めるとともに、就業技術科、職能開発科、普通科の3科による重層的な職業教育が展開できるよう、それぞれが培ってきた職業教育のノウハウを共有して、教育内容・方法を充実していきます。あわせて、学校間交流、授業研究等により、障害の状態や程度に応じたきめ細かい職業教育や就労支援を実施して、知的障害のある生徒が一人でも多く企業就労を実現できるよう取組を進めていきます。

肢体不自由特別支援学校においては、職業教育・キャリア教育の研究・開発の成果をもとに、障害特性を踏まえた作業学習の改善・充実に推進し、生徒の多様な進路希望に応えるための職業教育の充実に努めます。

さらに、教育委員会、福祉保健局、産業労働局等の連携による「企業向けセミナー」を開催し、企業に対して障害者雇用に関する理解と協力を求めていきます。また、引き続き、企業経営経験者等の中から障害者雇用に見識の高い人材を「就労支援アドバイザー」として登録し、職業教育や進路指導等の助言を得るとともに、東京都特別支援教育推進室に配置している就労支援員や都立特別支援学校の進路指導担当教員との連携による効果的な企





業開拓等を進めるなど、就労支援体制を整備していきます。

都立特別支援学校の卒業生の職場定着支援については、地域の関係機関等と連携して高等部卒業時に作成する個別移行支援計画を地域の就労支援機関に着実に引き継いでいきます。

コラム 特別支援学校における社会貢献活動

障害の有無に関わらず、児童・生徒が、地域の一員として役立つという機会をもつことは、周囲に認められ、自分自身も成長を実感できるなど、とても意義のあることです。

これまで、都立特別支援学校の児童・生徒は、地域清掃や育てた草花を商店街に飾る活動等を行ってきましたが、直接、地域の人たちを相手としたり、地域の人たちとともに活動したりする取組を行った例は、ほとんどありませんでした。

そこで、平成 28 年度と 29 年度に、それぞれ 20 校、計 40 校の児童・生徒が、高齢者施設を訪問するなどして、高齢者の方に喜んでいただく社会貢献活動を行いました。

各校では、どうすれば高齢者の方に喜んでいただけるか、児童・生徒が事前に話し合い、歌やダンスの披露、ゲームなどでの交流等、活動内容を計画しました。

活動の当日、最初、児童・生徒は大変緊張していましたが、高齢者の方々に温かく迎えていただけたので、徐々に緊張がほぐれ、準備してきた活動を行うことができています。

いずれの学校でも、活動を終えた児童・生徒から、「拍手をもらって歌っているうちに涙が出ました。」「こんなに喜んでいただき嬉しかった。」「終わってから、一緒に歌いたい歌をたくさん思いつきました。早く次もやりたい。」といった言葉が聞かれています。



写真：見事カップイン!笑顔でハイタッチ

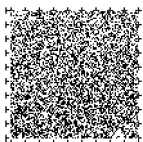


写真：初めて太鼓をたたきました

また、高齢者の方々からも、「孫が歌っているようで、本当に良かった。」「また来てほしいと思いました。」「素晴らしく、うるうるしました。」といった言葉をいただいています。

児童・生徒の姿が、互いを尊重し、支え合う心を育む力になるのだと実感できました。

平成 30 年度は、残る都立特別支援学校 17 校でもこのような社会貢献活動を開始し、平成 31 年度以降は、全校で継続実施していきます。これらの活動などを通じて、都立特別支援学校が各地域の拠点となり、「共生社会の実現」を目指していきたいと考えております。



具体的施策の体系

施策目標Ⅲ 社会で生きる力を高める支援の充実

1 障害児への支援の充実

- 209 児童発達支援センターの設置促進・運営の支援
- 210 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築
- 211 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置促進
- 212 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスの設置促進
- (143) 重症心身障害児等在宅療育支援事業（再掲）
- (144) 重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業（再掲）
- 213 医療的ケア児に対する支援のための体制整備
- 214 障害児通所支援医療的ケア対応促進モデル事業
- 215 医療的ケア児訪問看護推進モデル事業
- 216 障害児保育事業への助成
- 217 学童クラブ事業への助成
- 218 早期教育の充実（都立聴覚障害特別支援学校における教育相談の充実）
- (107) 相談支援従事者研修（再掲）
- 219 小児等在宅医療推進研修事業
- 220 小児等在宅医療推進事業（区市町村在宅療養推進事業）

2 全ての学校における特別支援教育の充実

- 221 就学相談の充実（東京都特別支援教育推進室）
- 222 小・中学校及び高等学校における特別支援教育の推進
- 223 区市町村との連携体制の構築
- (72) 高等学校等への受入れ体制の整備（再掲）
- 224 都立特別支援学校の適正な規模と配置
- 225 健康教育の充実
- 226 都立特別支援学校における医療的ケア整備事業の充実
- 227 都立特別支援学校における外部専門家の導入
- 228 摂食・嚥下機能の障害に応じた給食の提供
- 229 東京都教職員研修センターにおける特別支援教育に関する研修の充実・強化
- 230 学校教育における実践研究等の推進
- (24) 特別支援教育の理解啓発の推進（再掲）
- 231 私立特別支援学校等における特別支援教育への助成
- (73) 私立学校における学校施設のバリアフリー化への支援（再掲）

3 職業的自立に向けた職業教育の充実

- 232 特別支援学校における就労支援
- 233 高等部職能開発科の設置

